

○川崎市消防局働き方・仕事の進め方改革推進本部設置要綱

(目的及び設置)

第1条 職員の心と身体 の健康保持及び仕事と生活の調和を図り、長時間勤務の是正に向けた取組を推進するとともに、臨時的任用職員及び非常勤嘱託員の処遇改善等を行いた確な運用を図り、もって市民サービスを推進することを目的として、川崎市働き方・仕事の進め方改革推進本部設置要綱第7条に基づき、川崎市消防局働き方・仕事の進め方改革推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 職員の働く環境の整備に関すること。
- (2) 職員の働き方及び仕事の進め方への意識改革に関すること。
- (3) その他職員の働き方及び仕事の進め方等に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、消防局長をもって充てる。
- 3 副本部長は、総務部長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、推進本部の事務を統括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(推進本部会議)

第5条 推進本部会議は、必要に応じ本部長が招集し、その議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(専門部会)

第6条 推進本部の会議に係る専門的な事項の調査・検討及び計画の推進を図るため、必要に応じて、推進本部に川崎市消防局働き方・仕事の進め方改革推進本部専門部会（以下「専門部会」という。）を置くことができる。

- 2 専門部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。

3 各部会長は、次の各号に掲げる部長をもって充てる。

(1) 第1部会 総務部長

(2) 第2部会 警防部長

(3) 第3部会 予防部長

4 副部会長は、各部の庶務担当課長をもって充てる。

5 部会員は、会員及びその他の消防職員の中から部会長が指名する。

6 専門部会は、次の各号に掲げる項目を検討する。

(1) 第1部会 総務部関係事項

(2) 第2部会 警防部関係事項

(3) 第3部会 予防部関係事項

(プロジェクトチーム)

第7条 推進本部会議における特定の課題の解決や計画を作成するためプロジェクトチームを設置することができる。

2 プロジェクトチームの構成等は、本部長が別に定める。

(庶務)

第8条 推進本部の庶務は、総務部人事課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関して必要な事項は、本部長がこれを定める。

附 則

この要綱は、平成28年12月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

本部員

| |
|------------------|
| 警防部長 |
| 予防部長 |
| 総務部担当部長・庶務課長事務取扱 |
| 人事課長 |
| 施設装備課長 |
| 企画担当課長 |
| 警防部担当部長・警防課長事務取扱 |
| 救急課長 |
| 指令課長 |
| 航空隊長 |
| 予防部担当部長・予防課長事務取扱 |
| 予防部担当部長 |
| 査察課長 |
| 危険物課長 |
| 臨港消防署長 |
| 川崎消防署長 |
| 幸消防署長 |
| 中原消防署長 |
| 高津消防署長 |
| 宮前消防署長 |
| 多摩消防署長 |
| 麻生消防署長 |